

第 202400233956 号
防起第 1798 号 - 1
発境防第 1767 号
令和 6 年 12 月 19 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

島根原子力発電所 2 号機の特重施設等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）について、平成 28 年 4 月 28 日付島原本広第 90 号、同第 91 号及び同第 92 号で報告のあったこのことについては、下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）として、地域住民の安全を確保するため厳正に監視及び確認を続けることとし、万が一の際は緊急停止を求めることも辞さず、今後とも専門家の意見を踏まえ安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくこととしますので、貴社におかれては、島根原子力発電所 2 号機について、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、鳥取県等の意見等に則り、十全の安全対策を遺漏なく完遂されますよう要求します。

記

- 1 原子力規制委員会が今後行う設計及び工事計画認可、保安規定、原子力規制検査等の所要の法令上の一連の手続きに真摯に対応し、その状況について、鳥取県等に対して分かりやすく迅速かつ丁寧に説明するとともに、地域住民に対して説明責任を十分に果たし理解を得ること。
- 2 特重施設等の設置については、安全対策をさらに向上させる観点から、5 年間の経過措置期間にかかわらず速やかな設置を求める。その間、重大事故等対処設備で代替する場合に備えての手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練の実施に努め、信頼性の向上を図ること。

- 3 特重施設等の設置工事に際しては、安全を第一義として、事故防止に努めること。また特重施設等に関する情報については、対策の実効性を確保するため厳重に管理を行うこと。
- 4 特重施設等の設置については、引き続き必要に応じ安全確保上の意見を述べることとする。また、地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があれば、安全協定に基づき立入調査及び措置要求を行うので、円滑な行使を保証すること。
- 5 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承など組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むとともに、最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。
- 6 テロ攻撃については、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト両面にわたり万全な対策を講じること。テロ攻撃の兆候が察知された場合などにあつては、国の原子炉運転停止命令に従うとともに、緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 7 島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、米子市及び境港市の人的資源及び企業の活用を図ること。
- 8 鳥取県等が行う原子力防災対策は相当な規模で長期にわたるものであり、誠意をもってこれに協力するとともに、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、立地自治体と同様の財源負担を鳥取県等に行うこと。